

○ 確認書の一例

研究インターンシップ実施承諾書

国立大学法人鹿児島大学大学院理工学研究科(以下、甲という)とアサダメッシュ株式会社(以下、乙という)とは、インターンシップに参加させることを甲乙間で合意した者(以下、インターン生という)に企業の研究現場を経験させ、大学内では経験できない実践的で幅広い見識と実社会への適応力を身につけることを目的として、甲が甲所属のインターン生を派遣し、乙がこれを受け入れる研究インターンシップ(以下、インターンシップという)に関し、甲乙間で以下のとおり承諾書を締結する。

第1条(目的)

本承諾書は、甲乙間のインターンシップに関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2条(対象となる学生と人数)

インターンシップの対象となるインターン生は、原則として甲に属する学生であって、インターンシップに参加させることを甲と乙が合意した者とし、年間最大3名を受け入れるものとする。

第3条(実施計画書)

1. インターンシップの研究テーマ、実施期間、実施場所等の事項については、甲と乙(必要によりインターン生を含める)が協議して定め、インターンシップ実施までに様式1の実施計画書にまとめるものとする。
2. 甲及び乙は、実施計画書に従い、インターンシップ期間中においてインターン生の指導・教育を行うものとする。
3. 実施計画書の内容を変更する必要があるが生じた場合は、甲及び乙は協議を行い、変更実施計画書を作成するものとする。

第4条(費用負担)

インターンシップに関して発生する費用として、乙は原則として、インターンシップの実習に係る費用を負担する。交通費、宿泊費等その他の費用負担は甲乙間で事前に協議の上決定する。

第5条(服務規程の順守)

甲は、インターン生がインターンシップに係る業務を乙の事業所で実施するに際し、乙の定める従業員服務規程等の遵守義務を、インターン生に負わせるものとする。

第6条(秘密保持義務)

1. 甲は、インターン生に対して、インターンシップの期間中、及びインターンシップ終了後第16条2項に定める期間、インターンシップを通じて、乙、乙の取引先及びその活動に関して、知り得た知識または入手した情報について、それが公知のものもしくは既に自ら知っていたこと、または第三者から秘密保持の義務なく入手したことを書面により証明したものでない限り、乙の事前の書面による同意なしに、第三者に漏洩してはならず、またインターンシップの目的以外の目的に使用してはならない義務を順守させるものとする。
2. 甲は、インターンシップの期間中、及びインターンシップ終了後第16条2項に定める期間、インターン生のインターンシップを通じて、乙、乙の取引先及びその活動に関して、知り得た知識または入手した情報について、それが公知のものもしくは既に自ら知っていたこと、または第三者から秘密保持の義務なく入手したことを書面により証明したものでない限り、乙の事前の書面による同意なしに、第三者に漏洩してはならず、またインターンシップの目的以外の目的に使用してはならない。

3. 甲は、インターン生に甲の研究情報をインターンシップで利用させる場合には、当該情報の内容を事前に書面をもって乙に伝え、乙の同意を得なければならない。乙がインターンシップでの利用に同意した甲の研究情報について、乙は、それが公知のものもしくは既に自ら知っていたこと、第三者から秘密保持の義務なく入手したこと、または当該情報によらずに自らが開発したものでない限り、甲の事前の書面による同意なしに、第三者に漏洩してはならず、またインターンシップの目的以外の目的に使用してはならない。

第7条(知的財産権等)

1. インターン生がインターンシップの実施により創出した成果、またはインターンシップ終了後においてインターンシップ中に知り得た知識または入手した情報を使用して創造した成果に関して、発生したノウハウ、著作権(著作権法第27条及び第28条所定の権利を含む)、産業財産権を受ける権利及びそれから得られる産業財産権等の知的財産権、その他の権利(以下あわせて「知的財産権等」という)は、乙に帰属するか、または、乙がその承継を受けることができる。この場合、乙は当該インターンシップ生が当該知的財産等における発明者等として表示される権利を有することを認める。

2. 知的財産権等が前条第2項により乙が同意した甲の研究情報に基づく場合、その帰属または承継について甲乙それぞれの貢献度に基づき、甲乙協議の上持分を定める。

3. 本契約書において「成果」とは、インターンシップに基づき得られた発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の一切の技術的成果をいう。

第8条(同意書)

1. 甲は、インターン生をして、別紙の同意書もしくは乙が別途指定する契約書(以下、同意書という)に署名捺印させ、乙に提出させる。乙は、インターンシップ開始までに同意書を提出しなかったインターン生については受入れを拒否することができる。

2. 甲は、インターン生の派遣にあたり、インターン生に対し、事前指導・監督を行い、同意書及び本契約書の趣旨を徹底する。

第9条(保険付保)

1. 甲は、インターン生に、インターンシップ中の事故を補填するため、学生用傷害保険へ加入させるものとする。

2. インターン生が故意または過失により、乙または第三者に損害を与えた場合、法令に従って処理するものとする。その損害を補填するため、甲はインターン生に、学生用賠償責任保険へ加入させるものとする。

第10条(安全・免責)

1. 甲は、インターンシップにおいてインターン生が乙の就業規則や作業標準書等の安全上の規則(以下、安全上の規則という)及び指示等を遵守することをインターン生に徹底する。

2. 乙は、インターンシップにおいてインターン生に対し、乙の安全上の規則を周知・指導する。

3. 前二項に関わらず、インターン生が本インターンシップ実施中に乙又は第三者へ損害を与えた場合、インターン生の故意または重過失による場合を除き、甲がインターン生に加入させる保険をもって補償にあてるものとする。ただし、当該損害が秘密情報の漏洩に起因する場合には、甲は当該損害によって乙が直接的かつ現実に被った損害の範囲で損害賠償の責を負うものとする。

4. 前項により乙が甲に対して損害賠償請求できる範囲及び限度額は、事前に甲乙協議の上定めるものとする。

第11条(成果の取り扱い)

1. 甲及び乙は、本インターンシップによって得られた成果を公表する場合は、事前に相手方の書面による了解を得るものとする。